

第32号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費」に改める。

第8条第2項中「100分の200」を「100分の202.5」に改める。

別表議員の項中「62万円」を「64万1,000円」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例（第7条第3項の改正規定を除く。）による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(議員報酬及び期末手当の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改

正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

(期末手当の支給日の特例)

4 令和 7 年度に限り、改正後の条例の規定により算出した期末手当の額のうち、改正前の条例の規定により算出したその額を超える部分については、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月に支給すべき議員報酬の支給期日に支給することができる。

(提案理由)

議員報酬及び期末手当の額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。